

損害保険ご契約にあたっての注意点

損害保険をご契約いただくときに特に注意が必要な点をまとめましたので、次の5点を必ずご確認ください。

注意点1 重要事項を必ず確認して下さい。

- ◆代理店、または当社から、「重要事項説明書」という書類が渡されます。
- ◆「重要事項説明書」では、「重要事項」を以下のとおり分類して記載しています。

重要事項説明書	記載されている重要事項
契約概要	保険商品の内容をご理解いただくための事項(商品の仕組み、補償の内容など)
注意喚起情報	ご契約に際して契約者にとって不利益になる事項等、特にご注意ください事項(告知義務の内容など)

注意点2 告知事項は正しく記入して下さい。

- ◆保険契約の締結にあたり、契約者または被保険者(補償の対象となる方)は保険契約上の重要な事項のうち当社が告知を求めたものについて、事実を当社に正しく告知しなければなりません。これを「告知義務」といいます。
- ◆お客さまから告知いただく事項(「告知事項」といいます。)は、申込書・告知書に質問形式で記載されていますので、この質問に対して事実を漏れなく正確に記入する必要があります。
- ◆告知義務に違反すると契約を解除されたり、保険金が支払われないことがあります。

注意点3 契約内容を最終確認して下さい。

- ◆契約時には、お客さまが契約しようとしている内容の最終確認をします。契約内容がご自身のリスクの状況に照らして目的やニーズに合った補償内容となっているかを最終的に確認してください。
- ◆注意点 1~2 の内容に十分納得してから、申込書等に正しい情報を記入し、よく確認したうえで署名または記名・押印をして下さい。

注意点4 保険料をお支払い下さい。

- ◆補償が開始される日は、契約の手続きをした日ではなく、契約を結んだ際に当社に提出した申込書記載の契約期間の開始日となります。
- ◆保険料が払い込まれていない場合、申込書記載の契約期間の開始日以降に事故が発生しても保険金は、支払われません。ただし、口座振替による保険料の払い込みなどのご契約では、別途、払込期日が設けられており、上記と異なることがあります。

注意点5 領収証、保険証券をご確認下さい。

- ◆現金で保険料の払い込みを行った場合、代理店または当社から所定の領収証が発行されます。
※当社では、募集人の名刺等の裏面に保険料を領収した旨を記載することや、市販・私製の領収証の発行は認めていません。当社所定の領収証であるかをご確認下さい。また、現金で保険料の払い込みを行ったにもかかわらず、領収証が発行されない場合は、当社にご確認下さい。
- ◆保険契約の申込み後、当社からご契約者に保険証券が送付されますので、契約内容(補償内容や保険料など)を今一度ご確認ください。契約後、1ヶ月程度経過しても保険証券が届かない場合は、当社に直接お問い合わせ下さい。